

台風接近時における対応についてのガイドライン

1 登校について

(1) 前日に臨時休業決定の場合、「文書」や「学校連絡メール」にてお知らせします。

(2) 前日に未決定の場合

①午前6時30分の時点で警報が発令されている場合 → 自宅待機

②午前6時30分までに警報が解除された場合 → 登校

※ 警報が解除されても、保護者が「危険である」と判断されましたら、登校させないでください。その時は、学校に連絡をお願いします。

※ 警報発令当日の臨時休校については、「学校連絡メール」にてお知らせしますが、併せて長崎市ホームページ、テレビ、ラジオの報道及び長崎市防災無線による情報等でご確認ください。

2 児童登校後、警報が発令された時

(1) 警報が発令された場合 … 学校内待機、安全確認後に集団下校

※保護者が迎えに来られた場合は、保護者への引き渡し

(2) 警報の発令が予想される … 集団下校

(3) 警報が解除された場合 … 安全確認後に集団下校

※早めに下校させる場合に備えて、事前に家族で話し合い、帰宅先（下校先）を決めておいてください。

3 給食について

(1) 「給食を中止する場合」や「弁当持参する場合」は、事前に「文書」でお知らせします。

※文書が間に合わない場合は、学校連絡メールにてお知らせします。